

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2008-87493

(P2008-87493A)

(43) 公開日 平成20年4月17日(2008.4.17)

(51) Int.Cl. F I テーマコード (参考)  
**B 6 2 D 33/04 (2006.01)** B 6 2 D 33/04 C  
 B 6 2 D 33/04 B

審査請求 未請求 請求項の数 9 O L (全 14 頁)

(21) 出願番号	特願2006-266938 (P2006-266938)	(71) 出願人	000003137 マツダ株式会社 広島県安芸郡府中町新地3番1号
(22) 出願日	平成18年9月29日 (2006.9.29)	(74) 代理人	100098187 弁理士 平井 正司
		(74) 代理人	100085707 弁理士 神津 堯子
		(72) 発明者	亀島 哲哉 広島県安芸郡府中町新地3番1号 マツダ株式会社内

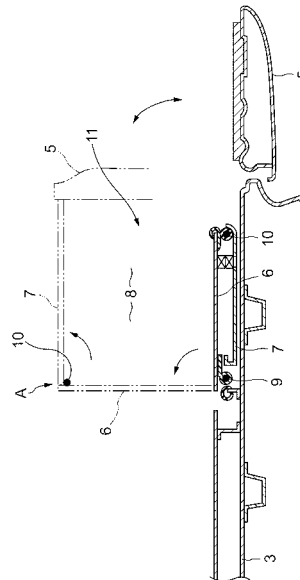
(54) 【発明の名称】 荷台を備えた車両の荷室構造

(57) 【要約】

【課題】 荷台の後部に、テールゲートの開け閉めで開閉することができる荷室を形成する。

【解決手段】 荷台フロア3の後部に、上下に位置して水平方向に延びる第1、第2の硬質プレート部材6,7が収納されている。第1硬質プレート部材6の前端は第1ピボット軸9を介して荷台フロア3に起倒動可能に連結され、後端が第2ピボット軸10を介して第2硬質プレート部材7の後端に連結されている。まず、第1硬質プレート部材6を起立させ、次いで、第2硬質プレート部材7を引き起こして水平状態にすることで、荷台フロア3の後部に、テールゲート5で開閉可能な荷室8が形成される。

【選択図】 図2



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

車室の後方に荷台を有し、該荷台が、荷台フロアと、左右の側壁と、テールゲートとで構成され、該テールゲートを開放することにより、前記荷台の後端から積載物を積み降ろしすることができる、荷台を備えた車両において、

前記荷台フロア又は前記テールゲートに収納可能に配設され、前記テールゲートの前方に該テールゲートから所定の離間距離を隔てて前記荷台フロアに設置可能な、前記左右の側壁間に亘って車幅方向に延びる左右の仕切部材と、

前記仕切部材の上端から前記テールゲートの上端に亘って設置可能な遮蔽部材とを有し、

該遮蔽部材と前記仕切部材とで前記荷台の後部に、前記テールゲートで開閉可能な荷室が選択的に形成可能であることを特徴とする荷台を備えた車両の荷室構造。

**【請求項 2】**

前記仕切部材と前記遮蔽部材が前記荷台フロアに収納される、請求項 1 に記載の荷台を備えた車両の荷室構造。

**【請求項 3】**

前記仕切部材及び前記遮蔽部材が、夫々、硬質のプレート部材で構成され、

前記仕切部材の前端が第 1 ヒンジを介して前記荷台フロアに起倒動可能に連結され、該仕切部材の後端が第 2 ヒンジを介して前記遮蔽部材に連結されて、前記仕切部材と前記遮蔽部材を展開したときに、前記遮蔽部材が前記仕切部材の上端から前記テールゲートの上端に亘って水平状態になる、請求項 2 に記載の荷台を備えた車両の荷室構造。

**【請求項 4】**

前記仕切部材が硬質のプレート部材で構成され且つ該仕切部材の前端が第 1 ヒンジを介して前記荷台フロアに起倒動可能に連結され、

前記遮蔽部材が、前記仕切部材の上端部に収納可能な可撓性のシート部材で構成され、前記遮蔽部材が、起立状態の前記仕切部材の上端から前記テールゲートの上端に亘って展開可能である、請求項 2 に記載の荷台を備えた車両の荷室構造。

**【請求項 5】**

前記仕切部材が硬質のプレート部材で構成され且つ該仕切部材の前端が第 1 ヒンジを介して前記荷台フロアに起倒動可能に連結され、

前記遮蔽部材が硬質のプレート部材で構成され、前記仕切部材を起立させた後に、該遮蔽部材を昇降機構によって水平状態のまま上昇させることにより、該遮蔽部材が前記仕切部材の上端から前記テールゲートの上端に亘って設置される、請求項 2 に記載の荷台を備えた車両の荷室構造。

**【請求項 6】**

前記仕切部材が前記荷台フロアに収納可能に配設され、

前記遮蔽部材が前記テールゲートに収納可能に配設されている、請求項 1 に記載の荷台を備えた車両の荷室構造。

**【請求項 7】**

前記仕切部材及び前記遮蔽部材が、共に、前記テールゲートに収納可能に配設されている、請求項 1 に記載の荷台を備えた車両の荷室構造。

**【請求項 8】**

前記仕切部材及び前記遮蔽部材を展開することにより形成された前記荷室の内部に、前記荷台フロアに設置された折り畳み可能な防水シート部材を展開することにより、前記テールゲートで開閉可能な防水収納部を選択的に形成可能である、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の荷台を備えた車両の荷室構造。

**【請求項 9】**

前記仕切部材及び前記遮蔽部材によって前記荷室を形成したときに、前記テールゲートのロック手段によって前記仕切部材及び前記遮蔽部材が外部から開放不能となる、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の荷台を備えた車両の荷室構造。

10

20

30

40

50

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、ピックアップトラックのような荷台を備えた車両に関し、より詳しくは、この種の車両の荷台の後部に選択的に荷室を形成することができる構造に関する。

【背景技術】

【0002】

例えば、乗用車の後部を荷台に置換した車体構造のピックアップトラックは、その利便性に優れているためリ克雷ション車両として人気がある。

【0003】

ピックアップトラックのような車室の後方に荷台を備えた車両は、荷台に荷物を露出した状態で積載されるが、従来から特許文献1、2に見られるように、荷台の後部に硬質のプレート部材を付設することで、荷台の後部を荷室として利用することが提案されている。

【0004】

具体的には、特許文献1は、荷台の後端縁にヒンジ止めされて下端を中心に揺動することにより開け閉め可能なテールゲートの上端縁にヒンジを介して硬質プレートを固定することを提案している。この硬質プレートは、テールゲートを開いてテールゲートを後方に倒したときには、硬質プレートによってテールゲートと地面との間を橋渡しすることができる。他方、テールゲートを起立させてテールゲートを閉じて硬質プレートを前下がり

10

20

【0005】

この特許文献1の提案にあつては、テールゲートの下端ヒンジ部を中心にテールゲートを開ける際には、南京錠をアンロックして硬質プレートを荷台から解放した後にテールゲートを開けることで、硬質プレートはテールゲートと一緒に動いて荷台フロアから離れる。

【0006】

また、特許文献2は、テールゲートの背面（車体前方側の面）に2つ折りで収納可能な硬質パネルを設け、この硬質パネルを前方に展開することで荷台の後部において、その上方領域だけを覆う平らな天板を形成することを提案している。

30

【0007】

【特許文献1】USP4884838号公報

【特許文献2】USP5320397号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0008】

特許文献1の提案によれば、テールゲートは硬質プレートと一体構造であることから、硬質プレートと一緒にテールゲートの開け閉めすることが必要となる。

40

【0009】

特許文献2の提案は、テールゲートに収納した2つ折り状態の硬質プレートをテールゲートの上端縁から前方に展開して荷台の後部に平らな雨避け又は日射避けを形成するものであり、硬質プレートで覆われた荷台の後部は荷台の前方領域と連通した状態にある。

【0010】

本発明の目的は、荷台の後部に選択的に形成することができる車両において、テールゲートの開け閉めで開閉することができる荷室構造を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0011】

上記の技術的課題は、本発明によれば、

50

車室の後方に荷台を有し、該荷台が、荷台フロアと、左右の側壁と、テールゲートとで構成され、該テールゲートを開放することにより、前記荷台の後端から積載物を積み降ろしすることができる、荷台を備えた車両において、

前記荷台フロア又は前記テールゲートに収納可能に配設され、前記テールゲートの前方に該テールゲートから所定の離間距離を隔てて前記荷台フロアに設置可能な、前記左右の側壁間に亘って車幅方向に延びる左右の仕切部材と、

前記仕切部材の上端から前記テールゲートの上端に亘って設置可能な遮蔽部材とを有し

、  
該遮蔽部材と前記仕切部材とで前記荷台の後部に、前記テールゲートで開閉可能な荷室が選択的に形成可能であることを特徴とする荷台を備えた車両の荷室構造を提供することにより達成される。

10

#### 【0012】

すなわち、本発明にあつては、仕切部材、遮蔽部材、左右の側壁によって外部から隔絶した荷室を選択的に形成することができ、この荷室へのアクセスは、唯一、テールゲートを開けることによって行うことができるため、この荷室に乗員の荷物を安心して収納することができる。

#### 【0013】

仕切部材と遮蔽部材とを荷台フロアに収納してもよいし、テールゲートに収納してもよい。また、仕切部材を荷台フロアに収納し、遮蔽部材をテールゲートに収納するようにしてもよい。

20

#### 【0014】

仕切部材と前記遮蔽部材とを硬質のプレート部材で構成した場合、これらをヒンジ止めしておくことにより、また、仕切部材を荷台フロアにヒンジ止めしておくことにより、荷室を形成するときに仕切部材と遮蔽部材の展開つまり仕切部材と遮蔽部材の設営を容易に行うことができる。

#### 【0015】

遮蔽部材は、仕切部材の上端部に収納可能な可撓性のシート部材で構成してもよく、このシート部材として巻き取り式を採用することで、シート部材をコンパクトに収納することができ、また、シート部材の展開及び収納作業が容易になる。

#### 【0016】

本発明の他の目的及び作用効果は以下の本発明の好ましい実施の形態の詳しい説明から明らかになるであろう。

30

#### 【発明を実施するための最良の形態】

#### 【0017】

##### 第1実施例（図1～図9）：

図1は、本発明を適用した荷台付き車両の荷台、具体的にはピックアップトラックの荷台を示している。ピックアップトラックの荷台1は、左右の側壁2L、2Rと、荷台フロア3の後端にヒンジ4を介して連結されたテールゲート5とを有し、従来と同様に、テールゲート5を後方に倒して荷台1を後方に開放することにより（図1）、荷台1の後端から積載物（図示せず）を積み降ろしすることができる。

40

#### 【0018】

荷台フロア3の後部には、図2から分かるように、硬質プレート部材6、7が2つ折りの状態で収納されており、この第1、第2の硬質プレート部材6、7は、荷台フロア3と実質的に同じ車幅方向寸法を有している。

#### 【0019】

この2つの硬質プレート部材6、7は、これを展開することにより、荷台1の後部に前方及び上方を閉じて後方だけに開放した荷室8を形成することができ、この荷室8は、テールゲート5を開け閉めすることにより荷物を出し入れすることができる。

#### 【0020】

第1、第2の硬質プレート部材6、7を含む荷室構造について詳しく説明すると、荷台

50

フロア 3 の後部には、図 2 から分かるように、上下に位置して水平方向に延びる第 1、第 2 の硬質プレート部材 6、7 が収納されている。第 2 硬質プレート部材 7 の上方に位置する第 1 硬質プレート部材 6 は、その前端が第 1 ピボット軸（第 1 ヒンジ）9 を介して荷台フロア 3 に起倒動可能に連結されている。この第 1 ピボット軸 9 は、テールゲート 5 から前方に所定距離だけ離間した位置に配置されている。

#### 【0021】

また、この第 1 硬質プレート部材 6 は、その後端が、第 2 ピボット軸（第 2 ヒンジ）10 を介して、収納状態の第 2 硬質プレート部材 7 の後端に連結されている。収納状態の第 1、第 2 の硬質プレート部材 6、7 は、先ず、第 1 硬質プレート部材 6 の後端部を持ち上げて第 1 硬質プレート部材 6 を第 1 ピボット軸 9 を中心にして起立させ、次いで、第 2 硬質プレート部材 7 を引き起こして水平状態にすることで、第 1 硬質プレート部材 6 と第 2 硬質プレート部材 7 とで、荷台フロア 3 の後部に、縦断面矩形の荷室 8 を形成することができる。

10

#### 【0022】

この荷室 8 は、起立する第 1 硬質プレート部材 6 によって、その前方領域の荷台フロア 3 とは隔絶され、そして、水平方向に延びる第 2 硬質プレート部材 7 によって上方領域が覆われている。すなわち、第 1 硬質プレート部材 6 は仕切部材として機能し、第 2 硬質プレート部材 7 は遮蔽部材として機能する。荷室 8 への荷物の出し入れは、唯一、後方に向けて開放した開口 11 を通じて行うことができ、後方開口 11 はテールゲート 5 によって開閉される。

20

#### 【0023】

第 1 硬質プレート部材 6 及び第 2 硬質プレート部材 7 には、荷室 8 を形成する位置に固定するロック手段が設けられている。図 3 は、水平状態の第 2 硬質プレート部材 7 を位置固定するためのロック手段を説明するための図であり、第 2 硬質プレート部材 7 を下方且つ後方から見た図である。

#### 【0024】

第 2 硬質プレート部材 7 には、第 2 硬質プレート部材 7 の下面つまり荷室 8 に臨む面 7a の後部に第 1 ロック手段 15 が配設されている。第 1 ロック手段 15 は、軸 17 を中心に回転可能なハンドル 18 を有し、ハンドル 18 の長手方向一端と他端には、ケーブル 19 が連結されている。そして、このケーブル 19 の外端はロック部材 20 に連結されている。

30

#### 【0025】

図 4 は、ロック部材 20 の内部構造を説明するための図である。ロック部材 20 は出沒可能なロック爪 21 を有し、このロック爪 21 はバネ 22 によって伸長方向に付勢されており、ロック爪 21 の後端にケーブル 19 が連結されている。ハンドル 18 を回転させてケーブル 19 を引っ張ることによりロック爪 21 を退却させて、ロックを解除することができる。ハンドル 18 を操作することによりロック解除できる第 1 ロック手段 15 は、図 1 に示すように、荷台 1 の両側壁 2L、2R の第 1 ロック穴 23（左側の側壁 2L のロック穴は作図上に理由から図面には現れていない）を含み、第 2 硬質プレート部材 7 を水平状態にセットしたときに、ロック部材 20 のロック爪 21 が進入することのできる位置にロック穴 23 が配置されている。

40

#### 【0026】

図 5 には、テールゲート 5 に配置された第 2 ロック手段 16 が示されており、この第 2 ロック手段 16 は、テールゲート 5 のロックキー 30 及びテールゲート 5 を開放するためのアウターハンドル 31 に係合されている。図 5 ~ 図 7 は、テールゲート 5 のキーロック 30 の操作及びアウターハンドル 31 と第 2 ロック手段 16 との係合関係を説明するための図である。第 2 ロック手段 16 は、第 1 支軸 32 を中心に揺動可能なリンク 33 を有し、支軸 32 を挟んでリンク 33 の一端と他端の各々にリレーロッド 34 が連結されている。各リレーロッド 34 の他端には、上述したロック部材 20 と実質的に同じロック部材（図示せず）が連結されており、テールゲート 5 を閉じた際に、図 1 に示す荷台 1 の両側壁

50

2 L、2 Rの後端の第2ロック穴47に係合可能となっている。

【0027】

上記リンク33の一端には、アウターハンドル30の操作に連動してリンク33の揺動を強制する連係部材35を有し、この連係部材35の一端には第1ピン部材36が設けられている。

【0028】

第2ロック手段16は、第2支軸37に支持された揺動部材38を有し、この揺動部材38の長孔38aに上記ピン部材36が挿通されている。

【0029】

上記連係部材35は、その長孔35aを挿通した第2ピン部材39を中心に揺動可能である。また、連係部材35は、第1、第2の2つのラッチ40、41を有し、第1、第2のラッチ40、41には、ヘアピン状バネ42によって付勢された一つの係合部材43が選択的に係止される。また、連係部材35は、リンク33の一端と係合する係合部35bを有し、この係合部35bには、偏心部材45が当接しており、この偏心部材45は回転軸部材46に取り付けられている。

【0030】

図5は、テールゲート5のロックキー30がアンロック状態にある時の図である。この状態では、連係部材35の係合部35bがリンク33と係合した状態にある。この状態で、テールゲート5のアウターハンドル31を操作すると、図6に示すように、回転軸部材46が回転し、回転軸部材46の一端に設けられた偏心部材45によってリンク33の一端が押し下げられる。このリンク33の揺動によって、リレーロッド34が引き寄せられ、これにより第2ロック手段16のロックが解除される。すなわち、荷台1の両側壁2L、2Rの第2ロック穴47（左側の側壁2Lのロック穴は作図上に理由から図面には現れていない）から上述したロック爪21が退却し、テールゲート5が開放可能になる。

【0031】

図7は、テールゲート5のロックキー30がロック状態にある時の図である。ロックキー30を回転させると、このロックキー30の回転操作により第2ロック手段16の揺動部材38が揺動し、この揺動部材38の揺動動作によって連係部材35が変位し、連係部材35の係合部35bがリンク33から離脱すると共に、連結部材35は、偏心部材45からも離脱する。したがって、アウターハンドル31の操作によって回転軸部材46（偏心部材45）が回転したとしても、リンク33には、その操作力が伝達されないため、リレーロッド34を引き寄せられることはなく、したがって、第2ロック手段16はロック状態が維持される。すなわち、荷台1の両側壁2L、2Rの第2ロック穴47の中にロック爪21が進入した状態が維持され、テールゲート5がロックされることになる。

【0032】

図8、図9は、起立状態の第1硬質プレート部材6を位置固定するための第3ロック手段50を説明するための図である。第3ロック手段50は、第1、第2の2つのダイヤル51、52を有し、第1のダイヤル51が第1硬質プレート部材6に軸支されて回転可能に設けられ、第2のダイヤル52が第2硬質プレート部材7に軸支されて回転可能に設けられている。

【0033】

第1硬質プレート部材6に設置された第1ダイヤル51には、2本のケーブル53が径方向に対向した位置に連結され、各ケーブル53の他端が前述したロック部材20に連結されている。第1硬質プレート部材6を鉛直方法に起立させたときに、ロック部材20のロック爪21が進入することのできる位置に第3ロック穴54が配置されている（図1）。第1ダイヤル51は、2つの対向した長孔55を有している。

【0034】

第2硬質プレート部材7に設置された第2ダイヤル52は、第2硬質プレート部材7の上面に露出している。この第2ダイヤル52には、一对の突起52a、52aが設けられており、この一对の突起52a、52aは上述した第1ダイヤル51の一对の長孔55に

10

20

30

40

50

対応している。

【0035】

起立する第1硬質プレート部材6及びこの第1硬質プレート部材6の上端から水平方向に後方に延びる第2硬質プレート部材7によって、荷台1の後部に荷室8が形成されるのは前述した通りであるが、この第1、第2の硬質プレート部材6、7を折り畳んで荷台フロア3に収納するには、次の手順によって行われる。

【0036】

先ずテールゲート5を後方に倒して荷室8を開放する。次に、荷室8の中に手を挿入して第2硬質プレート部材7に設置されたハンドル18を操作して第1ロック手段15のロックを解除する。これにより第2硬質プレート部材7を倒すことができる。第2硬質プレート部材7を倒して、起立する第1硬質プレート部材6に隣接させると、第2硬質プレート部材7に設置した第2ダイヤル52の突起52aが、第1硬質プレート部材6に設置した第1ダイヤル51の長孔55の中に進入する。この状態で第2ダイヤル52を操作して回転させて第1ダイヤル51を回転させることで、第3ロック手段50のロックを解除することができる。この第3ロック手段50のロックを解除することで、第1、第2硬質プレート部材6、7を倒して荷台フロア3に収納することができる。

10

【0037】

如上の説明から分かるように、互いにヒンジ連結された第1、第2の硬質プレート部材6、7を展開するだけで荷室8を形成することができ、そして、この荷室8に対してテールゲート5を開閉することによりアクセスすることができる。また、テールゲート5をロックキー30でロックすることにより、第1、第2硬質プレート6を外部から開放することが不可能となり、これにより荷室8に入れた荷物を盗難から守ることができる。

20

【0038】

第1変形例(図10、図11) :

上述した第1実施例では、2つ折りの状態で収納した第1、第2の硬質プレート部材6、7を展開することにより、荷台1の後部に、テールゲート5で開け閉め可能な荷室8を形成するようにしたが、図10、図11の第1変形例のように、第2硬質プレート部材7(遮蔽部材)を水平状態のままで、上下に昇降動させるようにしてもよい(図11)。すなわち、第1変形例によれば、第1硬質プレート部材6(仕切部材)は第1実施例と同様に、ピボット軸9を中心に起立動するようになっているが、第2硬質プレート部材7(遮蔽部材)は、その車幅方向両端部に設けられた昇降機構としてのリンク部材60によって水平状態のままで昇降するようになっており、荷台フロア3に水平状態で収納された状態から上方に変位してテールゲート5の上端の高さレベルまで上昇することができる。その逆も同じである。この第2硬質プレート部材7の上下動は、図11に見られるように、アクチュエータ61によって行うようにしてもよい。

30

【0039】

なお、この第1変形例においては、第1、第2硬質プレート部材6、7のロック手段の図示を省略してあるが、第1硬質プレート部材6の上部、第2硬質プレート部材7の前後に第1実施例の第1ロック手段15と同様にロック手段を設けることが好ましい。

【0040】

第2変形例(図12~図15) :

上述した第1実施例では、2つ折りの第1、第2の硬質プレート部材6、7を荷台フロア3の後部に収納するようにしたが、これをテールゲート5の前面に収納してもよい(図12)。そして、荷室8を形成するときには、2つ折り状態の第1、第2硬質プレート部材6、7をテールゲート5から取り外し、荷台側壁2に設置してあるL字フレーム63に沿って第1、第2硬質プレート部材6、7を展開することにより荷室8が形成されるようになっている。この第2変形例にあっても、テールゲート5を開放することにより荷室8の中へアクセスすることができる。この第2変形例においても、第1ロック手段15を第1硬質プレート部材6の下部、第2硬質プレート部材7の後部に設けることが好ましい。

40

【0041】

50

この第2変形例及び第1実施例の更なる変形例として、前記第1硬質プレート部材6をヒンジを介して荷台フロア3に起倒動可能に収納し、前記第2硬質プレート部材7をテールゲート5に収納するようにしてもよい。この場合には、第1ロック手段15を第1硬質プレート部材6の上部、第2硬質プレート部材7の前後に設けることになる。

【0042】

第3変形例(図16~図18)：

上述した第1実施例及び第1、第2変形例では、第1、第2の2つの硬質プレート部材6、7で荷台1の後部に、第1の荷室8を形成するようにしたが、この第1の荷室8の中に、折り畳み式の第2の荷室65を設けてもよい。具体的に説明すると、荷台フロア3に固設した第1のフレーム部材66と、この第1フレーム部材66の後端に軸67を介して連結された第2フレーム部材67と、この第1、第2フレーム部材66、67の間に連結された防水テント68とを有し、第2フレーム部材67を起立させることにより防水テント68で覆われた第2の荷室65を設営することができ、この第2の荷室65はテールゲート5を開放することによりアクセスすることができる。この第3変形例によれば、2つ折り状態で収納されている第1、第2の硬質プレート部材6、7を展開することにより形成される第1荷室8の内部に、折り畳み可能な防水テント68で覆われた第2の荷室65つまり防水収納部(図18)を選択的に形成することができる。

10

【0043】

第4変形例(図19~図21)：

上述した第1実施例及び第1~第3変形例では、荷室8の遮蔽部材として硬質のプレート部材7を採用したが、この硬質プレート部材7に代えて、可撓性の防水シート部材70を採用してもよい。

20

【0044】

防水シート部材70は、第1硬質プレート部材6の上端(収納時であれば後端)に設けるのがよく、また、カーテンなどで周知の巻き取り式のシートを採用するのがよい。なお、第1硬質プレート部材6の上部には、第1ロック手段15を設けることになる。

【0045】

この第4変形例では、荷台フロア3の後端にヒンジ止めされた第1硬質プレート部材70を起立させた後に、この第1硬質プレート部材70の上端部に収納されている防水シート部材70を引き出すことで、荷台フロア3の後部に荷室8(図21)を形成することができ、この荷室8へのアクセスは、テールゲート5を開けることにより行うことができる。なお、上述した第1~第4変形例は、いずれもテールゲート5をロックキー30でロックすることによって外部からのアクセスを不可能とする構成は第1実施例と同様である。

30

【図面の簡単な説明】

【0046】

【図1】第1実施例の荷室構造を採用したピックアップトラックの荷台を示す図である。

【図2】図1のII-II断面図である。

【図3】荷台の後部に形成した荷室の遮蔽部材を構成する第2硬質プレート部材のロック手段を説明するための図である。

【図4】第2硬質プレート部材のロック手段の一部を構成するロック部材の構成を説明するための図である。

40

【図5】テールゲートのロックキー及びアウターハンドルとの連係を説明するための図であり、ロックキーがアンロック時の図である。

【図6】図5と同様にテールゲートのロックキー及びアウターハンドルとの連係を説明するための図であり、ロックキーをアンロックした状態でアウターハンドルを操作したときの図である。

【図7】図5及び図6と同様にテールゲートのロックキー及びアウターハンドルとの連係を説明するための図であり、ロックキーをロックしたときの図である。

【図8】荷台の後部に形成した荷室の仕切部材を構成する第1硬質プレート部材のロック手段を説明するための図である。

50



【図 9】図 8 に図示の第 1 硬質プレート部材のロック手段の操作部の説明図である。

【図 10】収納状態の第 1 変形例の説明図である。

【図 11】展開状態の第 1 変形例の説明図である。

【図 12】収納状態の第 2 変形例の説明図である。

【図 13】展開状態の第 2 変形例の説明図である。

【図 14】収納状態の第 2 変形例の説明図である。

【図 15】展開状態の第 2 変形例の説明図である。

【図 16】収納状態の第 3 変形例の説明図である。

【図 17】図 16 の第 3 変形例において第 2 の荷室（防水収納部）を形成する過程を示す図である。

10

【図 18】展開状態の第 3 変形例を説明するための図である。

【図 19】第 4 変形例における展開過程の第 1 段階として第 1 硬質プレート部材を起立させた状態を示す図である。

【図 20】第 4 変形例における展開過程の第 2 段階として防水シート部材を引き出している過程を示す図である。

【図 21】展開状態の第 4 変形例を説明するための図である。

【符号の説明】

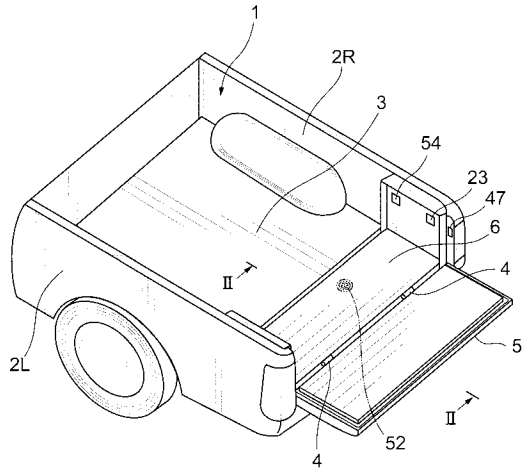
【0047】

- 1      ピックアップトラックの荷台
- 2      荷台の側壁
- 3      荷台フロア
- 5      テールゲート
- 6      第 1 硬質プレート部材（仕切部材）
- 7      第 2 硬質プレート部材（遮蔽部材）
- 8      荷室
- 9      第 1 ピボット軸
- 10     第 2 ピボット軸
- 15     第 1 ロック手段
- 20     ロック部材
- 30     テールゲートのロックキー
- 31     テールゲートのアウターハンドル
- 50     第 3 ロック手段（仕切部材）
- 65     第 2 の荷室（防水収納部）
- 68     防水テント
- 70     巻き取り式の防水シート部材

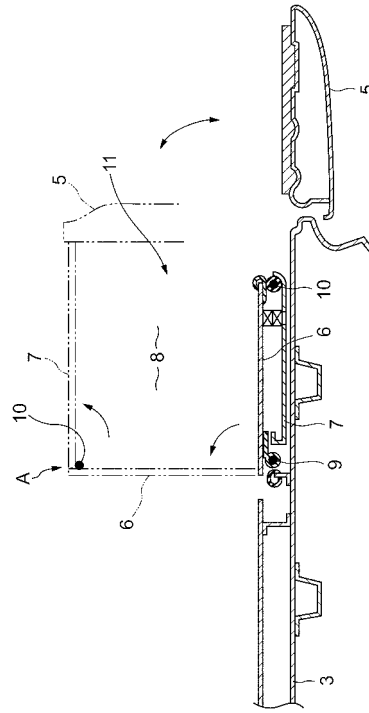
20

30

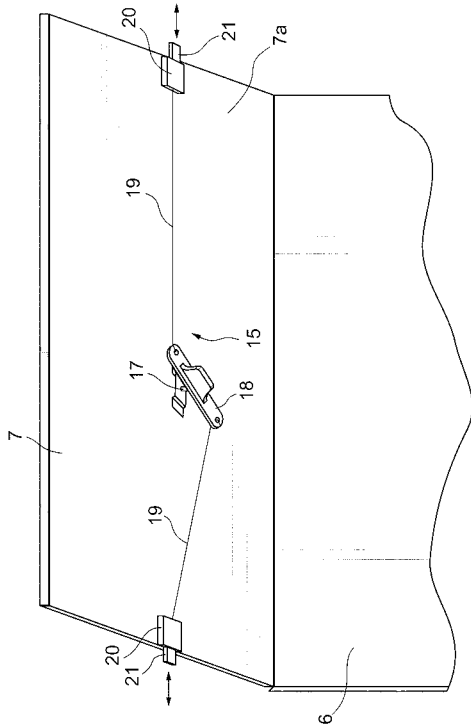
【 図 1 】



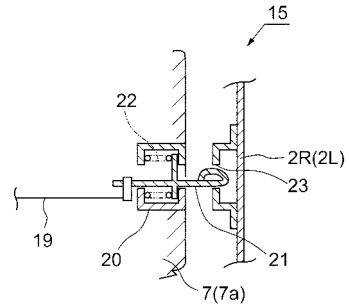
【 図 2 】



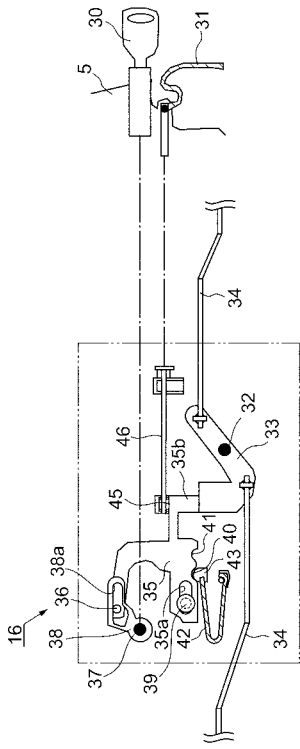
【 図 3 】



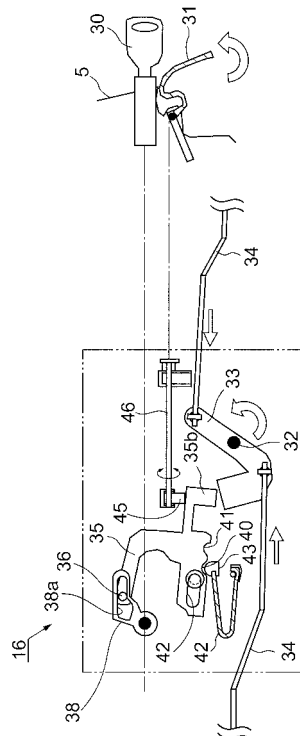
【 図 4 】



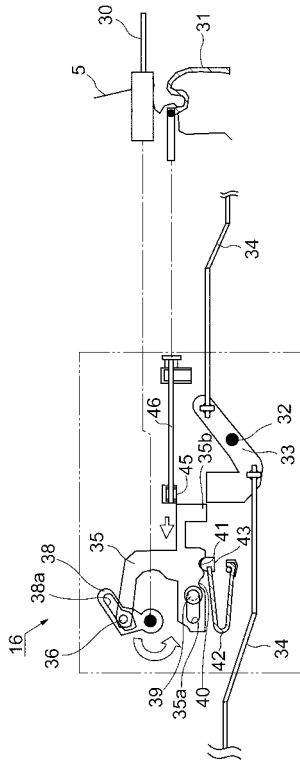
【 図 5 】



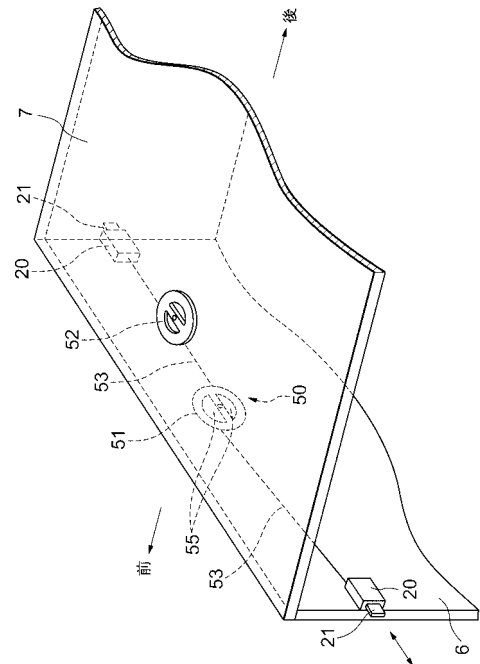
【 図 6 】



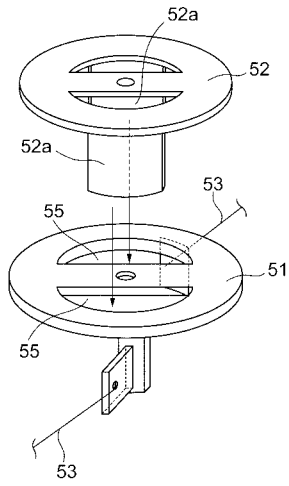
【 図 7 】



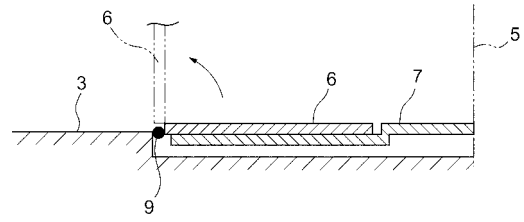
【 図 8 】



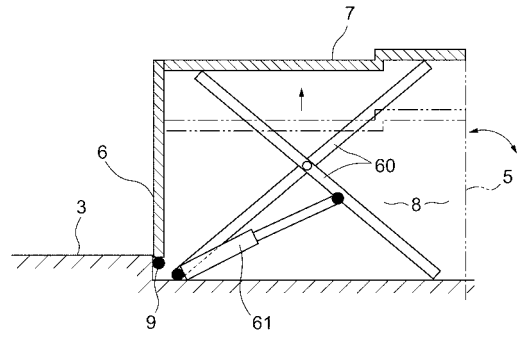
【 図 9 】



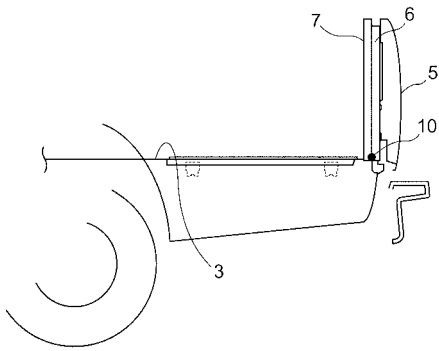
【 図 1 0 】



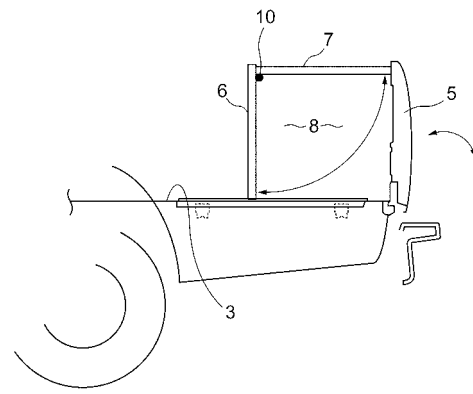
【 図 1 1 】



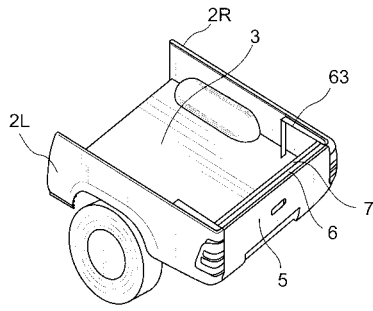
【 図 1 2 】



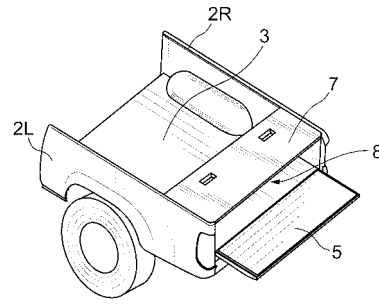
【 図 1 3 】



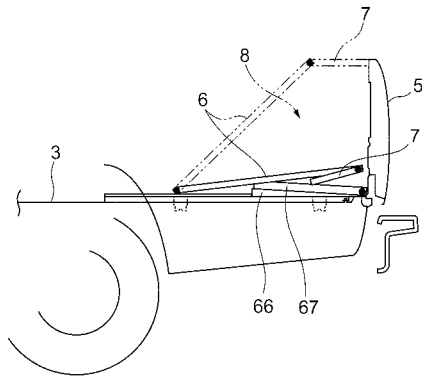
【 図 1 4 】



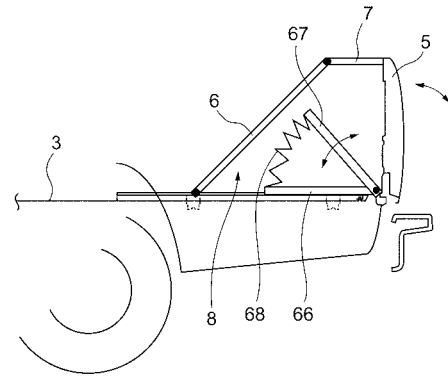
【 図 1 5 】



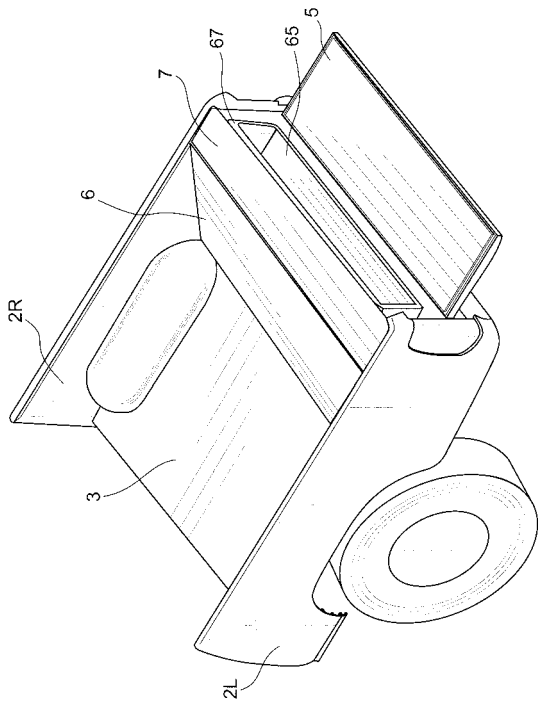
【 図 1 6 】



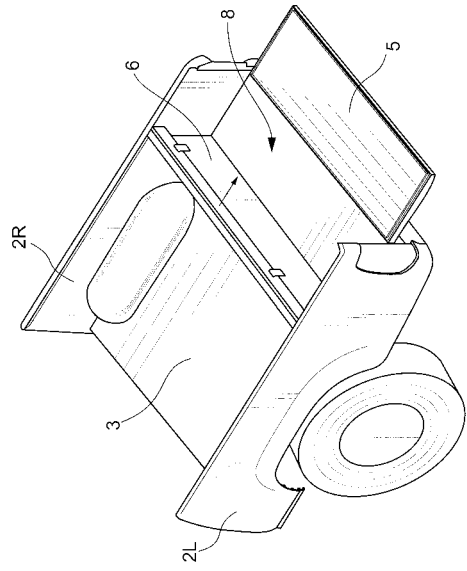
【 図 1 7 】



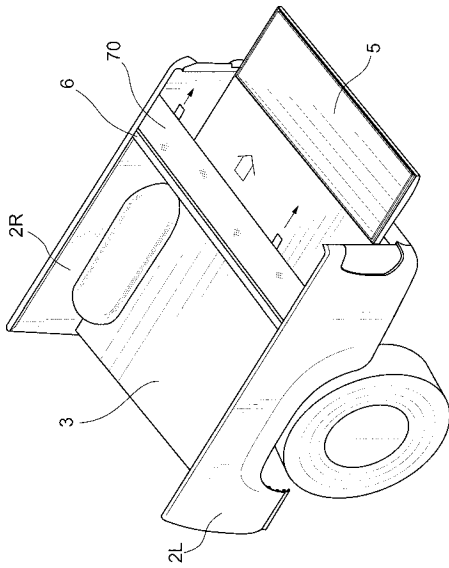
【 図 1 8 】



【 図 1 9 】



【 図 2 0 】



【 図 2 1 】

